

## 平成30年度茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会3月定例会議事録

- 1 日 時 平成31年3月13日（水）午後1時30分～午後4時30分
- 2 場 所 市役所本庁舎4階 会議室1
- 3 出席者 後藤会長、細田副会長、植松副会長、和田会計、矢野監事、弓達監事、関野保、河内昇、篠原徳守、林正明、真野宗直、三觜健一、林申次、高梨勇、岩壁榮、熊澤繁雄、小島正徳、滝本誠、新倉昭人、中田一夫、前田積、青木三郎、古谷宏、茂木信男、永野盛芳、永澤鐵男の各委員  
産業振興課（吉川課長外1名）、福祉政策課（吉川課長外1名）、環境保全課（谷川課長外2名）、高齢福祉介護課（田淵介護保険担当課長外1名）防災対策課（大竹課長外1名）、環境事業センター（小室所長外1名）学校教育指導課（青柳課長）、秘書広報課（角田課長外1名）  
建築指導課（有賀課長外1名）  
市民自治推進課（富田課長、永倉課長補佐、木村課長補佐、小松担当主査、窪田副主査）  
事務局（山田、長野）

### 4 会議の経過

(1) 開 会 細田副会長

(2) あいさつ 後藤会長

(3) 議 題

#### ① ホームページの管理運営について

真野ホームページリーダーより、2月定例会後に行った第2回ホームページ管理運営チーム会議について会議録に基づき説明した。

・まちぢから協議会連絡会が発足し3年弱が経過したが、ホームページの各地区の部分の情報量にかなりの格差が認められる。基本は各地区が記事をアップしていくことは変わらないが、地区でのアップが難しい地区については、紙の記事を持参すれば事務局職員がアップしていくこととしたい。

・また8月をめどに各地区最低限の記事をアップしていくことを考えたい。各地区の構成団体、特に自治会の情報（自治会長の写真、自治会長の挨拶、年間活動計画）は最低限アップしていくこととしたい。そのフォーマットを作成する。

#### ② 情報交換について

(ア) 茅ヶ崎市内の犯罪発生状況等について

後藤会長より、茅ヶ崎市内の2月末現在の犯罪発生状況等について、資料に基づき説明があった。

振り込み詐欺が1件もなかった。これは今まで3年ぐらいのなかでゼロというのは初めてだと思います。皆様方のご協力ありがとうございます。あとほかの犯罪もおかげさまで少なくなってきておりますが、暴行や傷害はこれから花見の機会などもありますの

で注意していただきたいと思います。置き引きなども2月に3件発生しておりますが、湘南地区では1件、路上に自転車を置いて携帯電話を前のかごに置いておいて、ちょっとしたすきに、盗られてしまったということがありました。あと南湖地区と湘北地区、いままでパチンコ屋さんとかお風呂屋さんのある地区が多かったんですけど、両地区はありません。そういうところでも発生していますので、湘南地区の事例のようにちょっとしたことで被害にあうので注意していただければと思います。次のページにこの3年間の各地区別の犯罪状況の推移と振り込み詐欺の推移をグラフにしてみました。各地区の状況を見ていただければと思います。あと12ページのところに私共の地区の中島中学校で茅ヶ崎警察署から防犯活動に貢献したということで、感謝状をいただいております。これは毎年、社協が行っている福祉まつりで昼休みに中学生が寸劇をここ3年やっていたいて、お年寄りが非常に関心をもって見ていただいたということと、青少年育成推進協議会の子ども110番ステッカーを依頼文も含めて、中学生に各家庭を訪問して配布してもらったということから受賞に至ったものです。こういうことが振り込み詐欺グループに与える影響は結構あります。私がいつも言ってるのは2年前ぐらいまでは振り込み詐欺の発生件数が、神奈川県で1番2番を大和市と茅ヶ崎市がいつも争っていたんです。これをなんとかしようと考えて、去年7番目になったんです。これはみんなが振り込み詐欺についての注意し関心をもったということと、検挙数が39件、これは39件捕まえたということではなくて、一人捕まえていままで何件犯行を行ったかという件数ですが、これは神奈川県で一番の検挙率だそうです。そういうなかで振り込み詐欺をなんとかなくそうとやってきたんですが、去年はやはり大和市と2番目が横浜市の青葉区なんですね。青葉区が1月2月ですでに27件ということで集中的に狙われている。その分茅ヶ崎が少なくなったということもあるんじゃないかと思います。そういうこともあって今回被害がゼロになったのではと思います。これからもそれぞれの地域の方が被害にあわないようにしていきたいと思っています。ご協力をお願いします。

(イ) 各地区の会報誌の配布

鶴嶺東地区まちぢから協議会広報紙「スクラム」、松林地区まちぢから協議会広報紙「まちぢから松林タイムス」、松浪地区まちぢから協議会広報紙「松浪だより」が配布された。

(松林地区委員) 記事は市民集会に絞って出したんですが、松林の市民集会は1回、2回と台風によって延期になり12月の開催になりました。松林地区はコミセンがないので、公民館を借りて開催することが多いんです。ですから公民館の予約が一杯になってまして、12月開催になってしまいました。一番訴えたかったのはコミセンですね。いかに早く作ってくれるか。もう正式に要望書を出してから11年たっております。場所が決まらないのが現状です。亡くなられた服部市長の方からは、年度内には方向性を出すのお話をいただいていた。そんなことを中心にして広報紙を出しました。

(松浪地区委員) 例年2月に先進都市の視察を行っておりまして、今年是小田原市に行っておりまして。その報告を中心に載せました。

③その他

(ア) 神奈川県「かながわ100歳時代ネットワーク」について

資料に基づき事務局より情報提供を行った。

(会長) 団体として会議等には参加することは難しいが、情報提供を受けてその情報をもとに各地区で参考になるものは活用していくこと。また参画する団体として茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会が名を連ねることにしたい。

(イ) 防犯灯電気料金返還請求に係る訴えの提起について

資料に基づき安全対策課長が説明した。

(問) 理解が間違えてるかもしれませんが、疑問に思ったのは、住民が抛出した共益費から払ってたということで防犯灯を維持してきたんですね。ということは市民が全部負担してるわけですよね。ところが私どもも含めて茅ヶ崎市内の住民は防犯灯に関する電気代は一切負担せずに市が直接払ってくれている。そうしますと両自治会は共益費で払ったから確かに茅ヶ崎市からもらったお金を目的外に使用してるのは確かで協定書のうえからも、問題はあるかも知れませんが、東電に防犯灯の電気代を払ってるのは市民が共益費から払ってるわけですから、電気代は費目はどうであれ、市が負担すべきものではないのかな。共益費から払ってるわけで、その財源は住民が負担しているんですよ。そうすると市から請求するお金を戻すと両自治会の住民は防犯灯について市からなんの補助ももらってないことにならないのかなと思います。市民にしてみればこれをもらわないと、防犯灯について住民負担になってるんじゃないかと疑問に思ったんですけどそれはいかがなんでしょうか。

(答) おっしゃられるところは他の地域との公平性バランスの観点からだと思います。確かに協議に入りました28年度以降、自治会の方には負担金をお支払いしていない状況になります。この状態が続くのは、やはりおっしゃられるとおり公平性に欠けると思いますので、30年度以降は共益費を受けているURに直接支払えないかどうか話をしております。

(答) 自治会の加入率が100パーセントではないので、自治会に入っている住民は市からの電気代を受けることにより共益費と相殺できますが、自治会に加入していない住民は共益費で電気代を払っているだけになってしまいます。

(問) 説明の仕方が親切じゃあないと思います。だから今みたいな質問が出てくるんで、要するに単に共益費って文言にするとなんか自治会が共益費を集めて自治会がそれを電気代として払ってると考えられちゃうんだけど、私の理解は実態はマンションの管理費と同じじゃあないかと、だからいろんな集合住宅にかかる費用を各世帯ごとに集めて、そこから払ってると。公団の場合にはURがやるというだけの話で、もともと共益費の内容について適当かわかりませんが、自治会には関係のないものだと私は理解している。だから自治会が市から防犯灯の費用を受け取って電気会社に払う、事実上の通過勘定ですよ。これは本来からすれば、配線で分けて市が払うのがいいんだけど、そうできない技術的な問

題があるんだとしたら、そのへんの説明をちゃんとしなきゃいけない。で話は元に戻りますが、両自治会が他の自治会がもらっていない電気料金として自治会に入れたんだとすれば、また市がそのような払い方をしたんだとすれば、もらった分は単純に一時的に自治会が預かっただけで、そのまま電気会社に払わなきゃあおかしいですよ。そのへんの理屈をちゃんと説明してもらわないとわからない。ちゃんと説明してください。

(答) 確におっしゃられるように自治会の会計とURの共益費とは全く別物です。弁護士にも確認したところ、これを一緒にはできないとのことでした。先ほどの加入率のこともあります。ですので最初に申し上げた自治会にお支払いした負担金これについては会長さんがおっしゃるように、それをなにかしらの形で電気代にあてていただくべきものです。自治会が直接払っていなかったとしても、自治会からURの共益費にいられていただくとか、そういったことが必要だったと思います。ただそれを聞き取りした時には、市からのお金の使用先については、一般的な自治会の活動であるお祭りとか会員に対する活動に使っていたことを把握しております。そういうことから目的外に使用されているということで、返還請求に至った次第です。それから防犯灯と他の電気の切り分けられないというところですが、一番いいのは市が防犯灯の移管を受けて市が電気料金を払えるかたちになれば、一番いいのですが、電気の配線をどう切り分けるのか、また配線のし直しをしなくてはいけないのか、かなり規模の大きな工事をしないと切り分けができないといった状況がございまして、今のようなかたちになった次第です。

(問) いま工事的に難しいって言われたけれど、鶴が台団地と浜見平団地の防犯灯のメーターをつけてないんでしょう。いくら使っていくらという状況を作っていないではないですか。だから団地の中の共有部分と一緒に払ってる、ですから市の交付している電気料金といっても正確なお金じゃあないですよ。メーターがないんだから。そのへんのところをきちっとお金がかかったとしても、向こうにさせないと防犯灯の電気料金の正確な額が出てこない。UR自体も共益費で払ってる防犯灯と共有部分の電気代の切り分けはできないんじゃないですか。ハード面はお金がかかるにしても、なんで最初にそういうことをしなかったのか。うやむやな電気代になってしまいます。

(答) この負担金の計算につきましては、基本的には従量制で使った分だけ金額が加算していくということではなくて、定額制で防犯灯1灯でいくらということで計算されるような電気料金の支払い方になっています。ですので単価さえわかれば何本防犯灯として、認めるかによって額がでできます。

(問) 市内にある防犯灯も全部そのような計算方法ですか。

(答) そうですね。

(問) 防犯灯は最初は全部自治会が持ってたんです。自治会が作って市に報告をしていました。でも防犯灯の自治会の負担が大きいということで、だんだんと新設の防犯灯は市が設置してくれて電気代を自治会が負担していました。最近になって

電気代については増設した防犯灯についても市の方が一括面倒みることになりました。けれどもこの話はもう少し丁寧にしないとイケない。自治会とは違うんです。2つの団地は鶴が台は200灯あって1000万円から払ってますね。防犯灯代として市は払ったんですか。新聞によると防犯灯代として払ったけれども、一般会計に入れたっていうんです。そういうところを話をしないと理解できません。だから団地としては共益費で払っているけれども、団地を作っているときに、この防犯灯については、私たちの一般の自治会と違ったところの契約をしたのではないですか。そこを言わないとわからない。

(答) 鶴が台、浜見平そのほか5つの自治会、合計7つの自治会については、協定書を結び、電気代は自治会で払っていただく、そのうちの防犯灯と思われる部分の電気代について市がお支払いして負担をするということの内容の協定を結び、この7つの自治会だけは別の扱いでございます。ですから一般の防犯灯とは違う扱いです。

(問) いま委員がおっしゃられたような経過があるというのは話には聞いています。だけど市が全体をみるようになってからは、自治会に補助するみたいな形はなくなったわけですね。浜見平と鶴が台だけ特別扱いをしたわけ。報告書はちゃんと報告しましたと書いてあるけれど、何が書いてあるか見てみたいんだけど、いづれにしても他の多くの自治会がもらっていない補助金的な形でされていたわけです。1000万円というと1年100万円ですよ。通常の自治会に出している運営補助金は止めてるのかっていったら、そんなことはないですよ。それは出してるはずですよ。だから間違っているものは間違っていると、こんな地域にもって行って説明ができない。ただそうは言いながら歴史的にいろんな経過があるんでしょうから、すぐ全額返せ、返さなきゃ自治会長責任取ってみたいな話にはならないと思うけれども、世に言われているように、10対0で市の職員が怠慢でという話にもならない。だいたい裁判にかけなきゃ決着がつかないというのも情けない話なんだけれども、本来違ってるのは何かということを明らかにしたうえで、それなりに9対1か6対4か知らないけれども、きちんと自治会側も責任をとって対応することを考えないと、なんか裁判待ちで放置していると、誤解が誤解を呼んでへんな話になると私は思いますので、ぜひきちんとした話をしてほしいし、多くの自治会の人たちにこの話をそのまま持ってって、理解できるような話ではないというので、はっきりしといた方がいいと思います。

(会長) そういう意味でこれから、いろいろ話し合いも含めてやられるんだと思いますけれども、やはり急にこういうことを発表するのではなくて、これまでの経緯やこれからのことも含めて、今後動きがあったらできるだけ情報をいただきたいと思います。

(ウ) 警察協議会の委員について

資料に基づき事務局から説明した。

後藤会長の後任に細田副会長を推薦することになった。

(会長) 任期は1期2年で2回限り再任されるということで、6年ということになっておりますので、私も6年務めさせていただきます。私の時には連絡協議会からの推薦ではなく直接依頼がきました。これからはまちぢから協議会連絡会の代表として出ていただくということで、先ほど役員会で細田副会長がいままで防犯協会の会長をやられたり実績がありますので、交代でやっていただければということで推薦をさせていただきたいと思います。皆さんよろしいでしょうか。

(異議なしとの声多数)

(エ) まちぢから協議会への効果的な支援の在り方について

資料に基づき市民自治推進課長より説明があった。

(会長) たいへんいい提案ですが、まちぢから協議会が全地区13地区で行われることも必要です。よろしく願いいたします

(オ) まちぢから協議会連絡会委員名簿の提起について

事務局より説明した。

(4) 行政からの依頼事項

○ 定例・報告事項

① パブリックコメントについて

市民自治推進課長より、資料に基づき説明があった。

② 広報ちがさき特集号「大岡越前浄見寺地元まつり」の折込み配布について

産業振興課長より、資料に基づき説明があった。

(問) これは市の広報ですよね。これに企業の宣伝が載ってるけれども、広告料などをもらっているんですか。

(答) こちらは広告代を市の方にいただいております。1件あたり5万円の収入になりますので、2件ですと10万円の収入になっておりまして、こちらの広報紙を発行する経費に充てさせていただいております。

③ 平成31年度赤十字会員増強運動に対するご協力並びに資材配布について

福祉政策課長より、資料に基づき説明があった。

④ 「美化クリーンキャンペーン茅ヶ崎」の広報について

環境保全課長より、資料に基づき説明があった。

(会長) 開催日に関するアンケートをとるとのことだが、いつごろとるのか。

(答) 6月2日の第1回目のごみを集めて回収するときに、ご記入いただきたいと思います。9月8日にも同じように、ごみの回収時にアンケートにご協力をお願いしたいと思います。

(問) ちょっと苦情なんです、地域では年間の行事予定を2月ぐらいに決めてるんです。これだいたい5月の末と7月の末で決まっておりましたので、特にこの9月ごろというのは、結構地域のなかでの、清掃などの事業を実行されるところが結構ある。うちの方も当然あるんですが、ぶつかっている。ここまで変更されるのであれば、もっと早めに情報をいただきましたかった。

(答) 誠に申し訳ありませんでした。今後はこのようなことのないように、早めに皆様に情

報提供しながら、検討していきたいと思えます。

(問) おたずねしますが、美化清掃で海岸のごみの量とか、何人ぐらい参加したとか、そういう報告がされたことがないと思うんですが、それで清掃の在り方について、私ども、マイクロプラスチックの講演をしていただいた先生がいらっしゃるんですが、プラスチックごみなどはどのように回収しているのか。こんぶなどにもついている場合もあるらしい。ふるいにかけてマイクロプラスチックを回収するまではできないですね。国策として方向性を出さないといけないと思ってるんですが、前段の話だけ回答をお願いします。

(答) お話がありましたマイクロプラスチックごみにつきましては、以前新聞でも本市海岸沖であるということが報道されておりました。そこで美化財団というのがございます、そちらの研究結果ですと本市の海岸沖に流れてくるごみのおよそ7割程度が相模川から来ているものだとの意見がございました。そこで本市は相模川・桂川流域協議会という、相模川の上流は山梨県に流れておまして、桂川といいます。この川の流域に接している自治体で、この川への不法投棄をなくそう、つまりマイクロプラスチックになってから海岸で回収するにはかなり大変なので、入り口対策として広範に対応していこうということで検討しているところでございます。

美化クリーンキャンペーン茅ヶ崎の30年度5月27日に開催した時は、参加人員が1,826名、可燃ごみが3.19トン、プラスチック等の不燃ごみが1.17トン、合計4.36トン回収することができました。第2回は台風の影響で中止とさせていただきます。

(問) 毎年回収量は増えているんですが、減ってるんですか。

(答) 回収量につきましては、海岸の漂着物ですから、その前の天候に左右されるんですが、おおよそ平成30年度は合計4.36トン、その前の年は3.3トン、また28年度は3.68トンという具合に3トン前後で推移しています。参加人数については、第1回目で申し上げますと、28年度が1,627名、29年度が1,274名、30年度が1,826名ですから、だいたい1,700名前後で推移しています。

(会長) 来年度の実施についてアンケートとるということだが、私の考えだが、2回もやる必要ないんじゃないかな。

(問) なるべく多くの方の意見を聞きたいと思っています。当初2回目だけを検討していたんですが、2回目ですとどうしても、荒天の場合、延期でなくて中止になります。そうなりますとアンケート調査ができないと、1回目だけということもありますが、2回目同じ方が2か月たってきていただいた時に、どういった感想をお持ちになるのかと、そういった情報もお寄せいただければと思ひまして、2回アンケート調査をさせていただきたいということになりました。

(会長) ちょっと最近異常気象で猛暑が続くので、体調の関係も含めてぜひ検討してください。

○ 依頼・説明事項 (新規事業等)

① 平成30年度生活支援体制整備事業説明会の開催について

介護保険担当課長より資料に基づき説明があった。

(会長) これは出席は各地区のまちぢから協議会の代表だけでいいんですか。ほかのところにも呼び掛けてるんですか。

(答) 生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会、ボランティアセンター、事業所としまして茅ヶ崎介護サービス事業所連絡会などさまざまな団体に呼び掛けてさせていただいています。

② 「防災動画を見よう！」のチラシの回覧について

防災対策課長より資料に基づき説明があった。

③ 平成31年度地区防災訓練の開催予定日について

防災対策課長より資料に基づき説明があった。

(会長) 消防団訓練等の日にちが書いてあるんですが、消防団も一緒に入らなくていいよという場合にはできるんですか。

(答) 地区によっては消防団の方に一緒に訓練指導に入っているところもあるんですが、ない場合はこの限りではございません。

④ 災害対策地区防災拠点打合せ会（旧避難所打合せ会）の実施について

防災対策課長より資料に基づき説明があった。

(問) 災害対策地区防災拠点に関してですけど、だいたい学校とか指定されていると思うんですが、例えば今建築中の東洋陶器の東側の東海カーボンがあった後に今、クリエイトの配送センターができています。その向こうに真如苑の大きい駐車場があります。それらをひと固まりとすれば、野球場より全然広い避難所になると同時にクリエイトは薬と食品を扱ってますから、積極的に働きかけて拠点として考えたらどうか。

(答) 今ご質問がありました、東陶の茅ヶ崎工場、真如苑、先方とはご協力をいただいて、市と協定を結んでいただいて、2次避難所として小中学校の避難所が使えないときに、避難所としてご協力をいただけるような協定を締結しております。クリエイトの配送センターになる部分は今工事中なので、工事が終わりましたら、働きかけを行って京急自動車学校と合わせて、広域避難場所としてご協力をいただいておりますので、クリエイトの配送センターも工事が終われば、何らかの形で協力いただけるようお願いしてまいります。

(問) できてからじゃなくて、工事中から図面を見せてもらって、こっちの状況も入れてもらえるように言ってもいいんじゃないですか。

(答) さっそく働きかけを行ってまいりたいと思います。

⑤ 平成32年度からの環境指導員制度について

環境事業センター所長より資料に基づき説明があった。

(委員) 何回か環境事業センターに制度についてご要望を申し上げておまして、今お聞きした範囲内では、まったく私の考えていたような制度で非常にありがたいと思っております。

(会長) 一応、環境指導員は推薦するんですね。

(答) はい。

(会長) さきほど役員会のなかで出たんですが、この形になると自治会が管理するということがいままでより強く感じるっていうことで、自治会加入に対して環境事業センターも含めてやっていかなければならないと思ってるんですが、どうですか。

(答) 新たにできるアパート等の情報につきましては、集積場所等の設置の相談等がございますので、そういったなかで環境事業センターで把握ができると思っております。また申請していただく際には、今までもそうですけれども、自治会長のハンコを押していただいて申請

いただくということがございますので、今までと同様、自治会に相談していただくようにご案内してまいります。

(会長) それは結構なのですが、現在加入していない方が自治会に設置したごみ置き場に捨てたりしたときに、自治会の方々から不満が出た場合にどうしようかなという悩みもございます。

(問) 特にアパート、ワンルームなのですが、ハンコもらいに来るんです。私は嫌だというんです。自治会に入ってから来いって言うんです。戸建ての方はだいたい入るんです。入ってから自治会長に相談にきなさい。そういう指導をしてもらいたい。そういう人はわがままで何にもやらない。ごみの問題は、たくさんトラブルになるんだけど、自治会に入っていない人に自治会長に相談されても困るよと、それぐらい強く言わないと自治会の加入率も下がっていますし上げるためにも、自治会に入ってから自治会の相談をしてもらう。ハンコを押すにも非常に抵抗があるんです。環境事業センターでも市のほうでも、自治会に入ってから自治会長に相談に行くと強いことを言ってもらってもいいんじゃないですか。

(答) ごみの収集をしなければいけないというところで、そこに関しましては、申し訳ないんですけども、自治会に入っていないからと言ってごみを回収しないというわけにはいかないというふうに思っております。強制的に加入を促すということは、やはりできないんじゃないかと思えます。ただみなさんでごみの集積所を管理していただいていることは間違いございませんので、そういった部分に関しては、周知していくとか、そういうところに関してはやっていかなければいけないと考えております。

(問) 私のところでも、アパートですね。そういうところは自治会にまず入らない。その時にアパート1棟ごとにごみ置き場を設置してもらうんです。大家さんに言って。自治会にも入らないし自治会の管理するごみ置き場に捨てて、マナーを守らない。ほっとくとほかにも捨てにいつちやったりするんで、ごみ置き場を設置してくれと、設置することを承諾しても、問題になるのは、環境事業センターに相談に行くと世帯数が少ないって言われるんですよ。アパートも何十世帯もあれば認められるんですけども、五六世帯ですと基準に合わないといわれてしまう場合があるんですけども、先日お願いしたケースは事情を考慮して認めていただけたんですけども、そういうことなんで自治会に入っていない場合は、ごみ置き場を作ってもらった方が管理が楽になるんです。環境事業センターもそういった事情を考慮していただければよろしくお願ひしたい。

(答) 集積場所設置の世帯の基準は今は8世帯ですが、そういった地域それぞれ事情がありますので、そういった場合にはご相談していただいて、その状況に応じて臨機応変に対応させていただきたいと思っておりますので、そういったことがございましたら、センターの方にご相談いただきたいと思います。

(会長) 平塚市ではパッカー車に「自治会に加入しよう」という大きな看板がはってあるんですね。そういう努力をすると、環境事業センターも頑張ってるんだって言うのがわかるんです。あともう一つ先日、私のところにごみ置き場の関係で開発業者がきて、うちの地区はカラス対策で、ごみボックスを置いてあるんですが、その業者は環境事業センターに行ったらごみボックスは取りにくいから普通の網でやってくださいと言われた。そういう話をす

る職員がいるんですか。

(答) ボックスを置かないでくださいというようなことは、基本的にはないと思っています。ちょっと状況がわからないので、なんとも言えないところはあるんですけども。今カラスの被害にあっているということは十分承知をしておりますし、その対策としてカラスいけいけというネットボックスを置いていただいているのは承知しておりますので、なにがなんでもそういったものを置かないで、ネットで対応しろということはないと思っております。車の告知に関しましては、現在、環境事業センターの車は広告を貼ってある関係で、おかげさまで、ほぼフルに全面に広告を掲載している状況ですが、平塚の事例をお聞きしたので、検討したいと思います。

(委員) 後藤会長言われたようにネットボックスを置いて、鉄砲道などは広い歩道があって、車道があって、われわれは歩道側からいれてるわけですよ。ところが収集するときは車道側から収集する。歩道側に回り込んでとるのは大変だから、車道側から入れて車道側から取りやすいようにしてくれと、でも車道側から入れるなんてそんな危険なことできない。そういうことを随分文句を言われる。歩道側からごみを入れるようにしないと危ない。彼らは危険より自分たちがとりやすいようにしたいから言ってるんです。歩道側に回り込んでごみを取るようにしないといけない。そういう意見がずいぶんありました。

(問) 要望ですけども、さきほど役員会やったときに、28,000円という報酬ね。環境指導員として渡したと。今度は自治会に入る。金額は変わってない。自治会が環境指導員が今まで通りやってくれという言い方しますけれども、なかなかそういうふうにかかない面もありますし、少しこのへんは欲張るわけじゃありませんが、報酬について基準はよくわかりませんが、考えてほしいという意見がでました。

(答) いまここではっきりお答えができません。ご意見として承りました。

(問) いま足の悪い方はまごころ収集やっただけでいいんですが、地域の中には認知症の方が増えてきて、分別ができない方がだいたいいます。その方はプラの時に生ごみも含めて出したり、そうすると持ってってくれない。いつになってもごみが残ってる。あまり置いてあるのもよくないし、カラスもいますし、何か認知症対策みたいなものを考えてもらってるかどうか、足の悪い人は連絡して玄関に出しておけば持っていきますよ。分別がされてなくても持ってってくれる。ところが認知症の方は足が丈夫ですから、なかなかまごころ収集の対象にならないんです。このへんについてぜひご検討を、これからますます高齢化していきます。検討をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

(答) ご意見として承らせていただきます。

(問) ちょっと確認をしておきたいんですけども、要するにこれ見ると300世帯当たり28,000円の手数料を自治会に払う。それはまあそういうふうにするんだってということで、私は望んでるわけではないんですけども、けども一方で環境指導員は、また選任をしろってことですよね。環境指導員の数って、この300世帯と関係あるんですか。ないんですか。あるいはある自治会は手数料は自治会にまわるけど、環境指導員はだせないといったら手数料は払うんですか。たとえば今のごみ箱の話ね、私もつい一般会員の立場で個別のちゃんとした箱のがいいよと言ったり聞いたりしてるんですけど、環境指導員の人に言わせ

ると収集する事業センターは大変なんだよと、特にりっぱなやつね。重たいしっかりしたものがあんじゃないですか。あれから生ごみを集めてくるっていうのは、収集業務にあたって人は非常な重労働になってしまう。実はそういう事業センターで実際に働いている人のことを、一番理解してるのは環境指導員なんです。そこをぶったぎって何をするんですかというのが私の気持ちです。今言った最初の質問については、はっきりしてください。

(答) まず300世帯の関係なんですけれども、現在も環境指導員は、300世帯で一人推薦してくださいということでやっていますので、基本的には同じ人数の推薦をいただきたいと考えております。お支払いのことにしましては、お支払いにしましては、これから要綱等を作っていくんですけれども、現時点で考えておりますのは、300世帯でお支払いする金額と推薦していただく人数が合うのが一番望ましいと考えております。

(問) お願いしたのに出さないっていう自治会にはどうするのか聞いてます。

(答) 基本的には今申し上げましたけれども、同じにしていきたい。もし違った場合の自治会への支払については、時間をいただいて検討をしてお答えをしたいと思います。

#### ⑥ 部活動における移手段について

学校教育指導課長より資料に基づき説明があった。

(会長) 県中学校体育連盟の大会規定というのがあるんですが、例えば大会じゃなくて練習試合などはそれに該当しなくていいんでしょうか。

(答) 基本的には中学校の部活動はすべて、練習試合も含めて大会規定に乗っかって運用するという校長会の方針がございまして、この方針は改めて会議のなかで、確認されたところでございます。

(会長) 地域からいろいろ意見をいただいているんですが、この体育連盟の大会規定というのを変更しただくというのは全然考えていないですか。

(答) 県の中体連の方にもこの件につきましては、報告をさせていただいております、ある程度各地区の弾力的な運用をと依頼しているところでございますが、県体育連盟のほうといたしましても、やはり公式な大会については今現在、この場では変わることがないところでございます。

(委員) まちぢから協議会連絡会の代表として出ていて、いろんな意見がでました。賛否両論ありましたが、ただ保護者の方がどれだけこの問題に対して問題意識をもって対応しているかが重要ですが、ここらへんについてはわれわれいろんな人に聞いてるんですが、はっきり言ってできれば交通費もかかることだし、何とかできないかという方も結構いらっしゃるんですね。ということで、最初にこれが出た時にそういう意見さえなかったわけですよ。現実的に言えば、そういう保護者の方の意見を聞いてほしかったなというのがあります。それからまちぢから協議会連絡会として各地区からの意見をまとめたものを、出してありますけれども、それにそったというような話もちよっと、せつかくこんな意見をというのもあったんですけれども、なかなか対応できないっていうか、学校側としては難しい。これで見ると原則だめだと、完全に最終的には一切だめだという話になってくると思うんですけれども、せつかく自転車活用推進法があって健康増進のために積極的に使うべきだということを考えると、部活動においてもある程度やっていかななくてはいけないという面もあるんですけれど

も、そこらへんもだんだん茅ヶ崎市の生徒の体力が落ちていくということも考えられますけれどもね。はっきり言って大きな事故があつてこうだというようなことじゃなくて、けがをされたということで始まっているんですけども、それまでいろいろ聞きましたら、小さい事故はあつたけれども、突然鳥井戸橋のところで、けがをされたという、それまでは特に問題は起きなかったんです。この問題というのは確かに黙ってはいられない問題ではありますけれども、なんか納得できない部分がたくさんあるんです。

(委員) 私も会長の話にダブる部分があるんですが、いろんな意見の中で、例えば主な意見という中で、イのところにこれからの部活動運動においては、保護者や地域の協力が不可欠ということで、中学校等の学校活動の中でも、これからは地域の力を活用していこうということが各中学校で叫ばれてると思うんですよ。これは共通の形の中で地域の力を中学校でも取り入れていこうという話が出てるんです。そういう中で、エの中学校体育連盟の大会規定にのっとり引率は教員が行う事って言っちゃうと何にもできない。要するに手を出すなよということを言ってるのと同じなのかな。これ言われると何にもできないなという感じがしました。

(委員) まったく同じ意見なんですけれども、イとウで保護者の協力云々が出てるんですが、エで引率は教員が行うと断定されてる。それでさらに、その下の理由書の中で勤務外としての部活動は教員の自発的行為としてと書かれてるのはエと矛盾してないですかね。教員の自発的行為で引率をすることによって教員に負担がかかっているからできないというような流れになってるんですけども、今言われたように教員が大会規定により云々を少し解釈の内容を変えていくとかすれば、保護者が協力して教員の負担を軽くするとかというようなことができるんじゃないかと思います。要するにエで規定で縛ってるのに、その次ではあくまでも教員の自発的行為という、教員に責任だけ押し付けてどこが、これだったら教員は引率ができないってなりますよ。なんかもう少しその辺が対応できるような解釈だとか、方法をとれないもんなのかな。

(答) たくさんのご意見ありがとうございました。私たち1年前にみなさんにお諮りすることなく、一方的にこのような決定をしてしまったということで、ヒアリングを行う中で、私たちが一番感じたことは、どうしてもっと早くいろんな団体に相談してもらえなかったんだということをお叱りの中で受けたような気がしました。教育委員会と学校だけで決定していくんじゃないかと、子どもは地域の中で育てるものなので、相談をすればもう少し違う活路が見いだせたんじゃないかという意見をいただきましたので、今後そのようなところは、気を付けて考えていきたいと思えます。それから全体の中でイ、ウ、エの意見のあたりなんですけれども、確かにヒアリングの中で特に第2回の中なんですけれども、体育協会さんからもPTAさんからも、とにかく保護者と地域が手伝っていきますよという意見をたくさんいただきました。そして一度はそちらの方向に流れてまいりました。私たちの原案として出したのが、現状通り全面禁止というのが1案、2案が駅までに限り自転車集合可というのが2案、そして第3案といたしまして、第1回のヒアリングで出たんですが、市内の中学校に限っては、現地集合、現地解散という案もでておりました。ですから第2回目のヒアリングの中では現地集合、現地解散という意見もたくさんいただいていたところなんです、実際問

題といたしまして、このエのところ引がかかってしまったということで、何とか解釈の方法を変えるにはどうしたらいいかという話になりまして、集団での自転車移動がどうしてもなかなか難しいという中では、子どもたちの集合場所をいままで学区内に限っておまして、休みの日に教員がどこにいても学区内に集まって学区内の近い場所から会場に引率するという形をとっていたんですが、そうしますと交通費もかなりかかってしまいますし、朝早い集合になりますと大会なんかですと、バスなどもそこから出ていないということで、まず一番近い駅まで集合にしたらいいんじゃないかということになりました。現地集合という案もあったんですが、今の状態でいきなり現地集合ということにしますと、道がわからないとか集約というところで、安全性の問題があるかなということ、そこで折衷案ではないんですけども、集団で移動しないということで保護者の責任で、駅までは集合できるという形にさせていただいたところでございます。あと委員が言われたエのところ矛盾があるのではないかということなんです、中学校の職員の今の勤務状況といたしましては、こちらはやはり委員さんから出たことなんです、部活動をやりたい人間もたくさんおります、正直言って。私たちが今、国からの部活動のガイドラインが出て、週5日以内にしてくださいとなっていますが、もっとやりたいという教員も確かにいます。一方部活動に対して負担感を感じている教員がいるのも事実です。実際に教員の超勤項目というのがありまして、教員に残業を校長が命じられるのが、職員会議、緊急事態、遠足などの実習それから宿泊学習、これ以外はできないことになっている状況から、なかなか教員に無理強いはできないというところから、教員の働き方という話がでてきたのが、今回の話の流れとなっているところです。すいません、十分な説明になっていませんが、またご質問があったらお願いいたします。

(問) バスでということなんです、例えば茅ヶ崎駅からスポーツ公園まではバスがあるわけですね。地区が遠いのでよくわからないんですけども。

(答) 直行バスではなく浜見平団地までです。

(委員) それではなぜ安全のために使いなさいというのであれば、教育委員会と市が責任をもって、神奈中と相談をしてスポーツ公園までバスを通さなきゃだめですよ。片手落ちです。それをやってからバスで行くならともかくバスがないのに、浜見平団地から歩いていけば、また交通事故の危険がある。だからもっと神奈中と相談をして、そこまで校長会が言うんだらばバス路線を確保して、それからそういうことを言ったらいい。バスもないのにそこまで行けとはなんですか。

(会長) もう決まったことで、先生もこれ以上答を言えないと思いますんで、まあできるだけこういう声を、もう一回校長会の方に投げかけていただければと思いますんで、よろしくお願ひします。

⑦ 平成31年度市内公共施設見学会について

秘書広報課長より資料に基づき説明があった。

(問) マイクロバスが1台では、あなたたちが公共施設見学会をやってくださいという言葉はでないと思います。マイクロバスを今のような状態で買うとバス代と、それから運用に係る運転手はいくらぐらいかかるんですか

(答) バスにつきましては、グレードにもよりますが、1000万円ぐらい、運転手に

つきましても、正規のかたちであれば社会保険料とかさまざま含めまして、約1000万円ぐらいかかるのではないかと思います。

(問) 必要だったら買えばいいと思う。市議員の数を減らしてバスを買うことを提案します。

(答) 会長からバスの台数について、もう少し充実した方がいいという声をいただいているのは承知をしているところでございますし、車両主管課の方にも、そうした声を届けさせていただいているんですけども、またそういった課題を踏まえながら、今後どうしていったらいいか検討させていただきます。

(会長) 委員が言われたように、財政が非常に厳しくなっている状況があるので、みんなで知恵を絞って減らせるところは減らすことをよろしくお願いします。

⑧ 新年度における危険ブロック塀等への対応について

建築指導課長より資料に基づき説明があった。

(問) 今回は狭隘道路がらみであっても危険なブロック塀に関しては、補助ができるということで、非常に進んだなと思いますけれども、道路後退が困難な用地の高さって書いてあるんだけど、これはいちいち狭隘道路に面してて、塀に建物が接近して建物を壊さなきゃできないところとか、そういうところを意味してると思うんですが、このへんの判断を強くしないでもらいたいと思います。

(答) 狭隘道路に面するところにつきましては、現地調査等を私共がいたしまして、どういう状況なのか判断させていただいて、申請者の立場にたって指導していきたいと思います。

(問) 報告件数の2, 145件というのは、当然危険個所と判断されるブロック塀の数ということですよね。

(答) このへんは各自治会かなり温度差がございます。すべてのブロック塀の報告が上がってきたところも中にはあります。ひびとか老朽化しているところもございます。若干このへんは温度差があるような状況です。

(問) この前ちょっとお聞きしたかったのは、こういう形で各自治会から出されていて、当然各自治会によって温度差はでてくると思うんで、ただその後の個別の Attacks をどういう形でアプローチするのか、その辺のことを聞きたかったんです。新しい補助金の制度の形で、回覧を出すだけだったら、個別にあたった意味は全然ないと思うので、調査をお願いした各自治会長が調査結果をだしたならば、危険個所かどうかという判断は市を含めたプロが見るから、その程度の見方でチェックしてくればいいですよという形をお願いしてるので、その先がどうなるのかを質問したい。

(答) ブロック塀につきましては、建築指導課の職員が現地を見させていただきます。正直申し上げまして、危険かどうかの判断はなかなか、基礎があるとかないとかの判断にもなってきますんで、難しいところもございますけれども、特に老朽化、ひびがいつてるとかそういう個所については、強く指導していかなければならないと思っておりますので、個別具体的に指導していきたいと思っております。

(問) 今度は0.80mということは、ブロック4段残せば4段から上を撤去すれば対象になるという判断でいいんですか。去年は確か3段だけだったけれども。

(答) 一応地盤面から80センチ、この80センチというのは、国から指針が出まして、そこ

からきております。一般的にブロック 3 段あと基礎がございまして、基礎が地面に埋まっているような場合は 4 段までは大丈夫なんですけれども、基礎が高くなっている場合につきましては、3 段という場合もございまして。

⑨ 自治会加入推進について

自治会加入推進の取組みについて市民自治推進課長より話があり、内容は本庁舎のエレベーターのわきにあるデジタルサイネージと市民課の待合の上部のところにモニターがあり、その 2 か所に自治会加入促進のサインを掲載したとのことであった。

(5) 閉 会 植松副会長